

第8章 スポーツ立国の実現

総論

平成23年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツ庁は、このような理念を実現するため、国際競技力の向上、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

第1節 スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

1 スポーツ基本計画について

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」（以下、「第3期計画」という。）では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ①スポーツを「つくる／はぐくむ」、
- ②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
- ③スポーツに「誰もがアクセス」できる、

という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2 スポーツ振興財源

令和3年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算は、約354億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

現在、サッカーの試合結果（勝敗・得点）を対象として、購入者が自分で予想を行う商品（予想系の「toto」）と、コンピュータがランダムで試合結果を選択する商品（非予想系の「BIG」）の大きく分けて2種類の商品を販売しています。

令和元年度に、更なる売上の増加を目指し、1等最高当せん金12億円の「MEGA BIG」の販売を開始しました。令和3年度の売上は「MEGA BIG」及び基幹商品である「BIG」の売上が好調に推移したことなどにより、過去最高の約1,131億円となっています。また、令和2年度に法改正が行われ、バスケットボールが対象競技に追加されるとともに、単一試合投票、順位予想投票が導入できるようになり、今後対象となる商品を販売予定です。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、我が国のスポーツの振興のために使われることとなっています。令和3年度は、以下の事業に対し、約148億円配分しています（[図表2-8-1](#)）。また、前述の法改正により、スポーツレガシーの実現に向けた取組を助成対象とできるよう、収益の用途が拡大されました。

これからも、スポーツ振興投票の売上を拡大し、その収益によって日本のスポーツがますます発展するように取り組むこととしています。

図表2-8-1 令和3年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数（件）	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	4	3億9,905万円
地域スポーツ施設整備助成	209	55億3,058万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	186	3億182万円
地方公共団体スポーツ活動助成	423	15億1,583万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	81	17億180万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	715	31億3,245万円
国際競技大会開催助成	16	17億7,137万円
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成	1	4億3,000万円
合 計	1,635	147億8,290万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、我が国の国際競技大会における不振などを受け、競技水準の向上に向けた気運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請等を踏まえて、政府出資金250億円を原資に、平成2年に設立されました。

政府出資金250億円については、財政資金の有効活用を図る観点から、国立競技場の整備費と東京2020大会に向けた選手強化費に125億円ずつ充当することを決定し、令和2年度に国庫納付を終了しました。

現在は民間からの寄附金約45億円を原資としその運用益や国からの交付金等を財源として、トップアスリートの強化事業などに対する助成を行っています。令和3年度は、以下の活動に対し、約16億円配分しています（[図表2-8-2](#)）。

図表 2-8-2 令和3年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数(件)	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	15	2,895万円
スポーツ団体大会開催助成	130	5億1,921万円
選手・指導者研さん活動助成(※)	—	11億円
アスリート助成(※)	—	
合計	145	16億4,816万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

第2節 スポーツを通じた健康増進

スポーツ庁には、「スポーツ基本法」の理念を具体化していくため、従来文部科学省が行っていたスポーツ振興施策の更なる充実を図ることはもとより、新たなスポーツ施策を強力に進めることが期待されています。特に、「スポーツ基本法」の前文に「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されているとおり、我が国の国民医療費が年間で約43兆円（令和元年度）に達する中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命^{*1}の延伸が注目されています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

1 スポーツ参画人口の現状

第3期計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%程度とする目標を掲げており、また、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。令和3年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%となっており、性別で見ると、男性の実施率が58.5%、女性の実施率が54.1%と、女性の方が男性よりも4.4%低くなっています（図表2-8-3）。さらに週1日以上の実施率について、年代別では、全ての年代層で前年度を下回っており、特に20代から50代の働く世代で引き続き低くなっています（図表2-8-4）。スポーツをする理由としては、「健康のため」が76.2%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続いています。逆に週に1回以上実施できない・直近1年に運動をしなかった理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多くなっており、「この1年間に1回もスポーツを実施しなかった」かつ「今後もするつもりがない」と回答した人が13.9%存在しています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

*1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

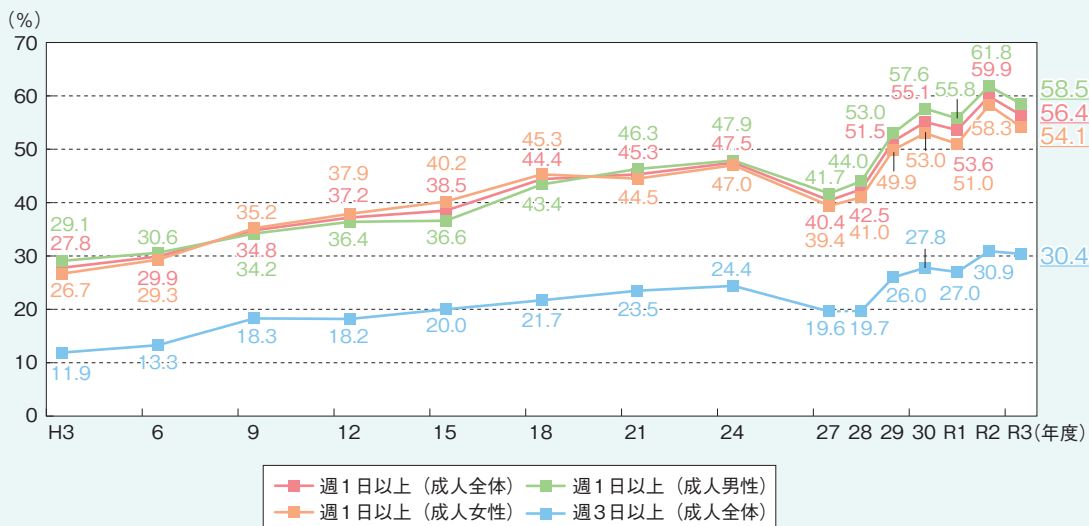
図表 2-8-3 成人のスポーツ実施率の推移

令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」結果の概要

○スポーツ実施率について

週1日以上運動・スポーツをする者の割合は、成人男女の平均で**56.4%**（前年度から3.5%減）。さらに週1日以上の実施率について、性別・年代別では10代の女性においての減少が目立つ。成人を性別で見ると、女性の方が男性よりも4.4%低く、また、週3日以上の実施率は、週1日以上よりも前年度からの減少幅は少ない（前年度から0.5%減）。

●成人のスポーツ実施率の推移（n=20,000）



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査（平成24年度まで）」及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（平成27年度）」、「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成28年度から）」

図表 2-8-4 性別・年代別週1日以上スポーツ実施率の比較

(n=20,000)

(%)

	全体			男性			女性		
	令和3年度	令和2年度	前年比	令和3年度	令和2年度	前年比	令和3年度	令和2年度	前年比
全年代平均	56.5	60.0	-3.5	58.3	61.4	-3.1	54.7	58.7	-4.0
10代	59.3	64.1	-4.8	62.5	65.1	-2.6	55.7	63.0	-7.3
20代	53.5	58.3	-4.8	57.6	61.3	-3.7	49.3	55.1	-5.8
30代	50.7	55.1	-4.4	55.4	59.0	-3.6	45.7	51.0	-5.3
40代	51.0	52.8	-1.8	52.8	53.7	-0.9	49.1	51.9	-2.8
50代	51.7	54.2	-2.5	52.8	55.3	-2.5	50.4	53.1	-2.7
60代	59.6	65.1	-5.5	60.1	65.3	-5.2	59.1	65.0	-5.9
70代	71.7	74.8	-3.1	72.3	76.3	-4.0	71.2	73.6	-2.4
成人のみ	56.4	59.9	-3.5	58.5	61.8	-3.3	54.1	58.3	-4.2

2 スポーツ実施率向上のための施策

(1) ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツの実施状況等に関する世論調査の現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

具体的な取組としては、働く世代のスポーツ実施率向上を目的として、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を行う企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度に取り組んでいます（令和3年度認定企業数685社）。

また、男性と比べてスポーツ実施率の低い女性を対象とした取組として、運動不足による女性特有の健康リスクに関する情報や、手軽にできるスポーツプログラム等をウェブサイトに掲載し、動画サイトでは「オリジナルダンス」や「ながら運動」を配信する等スポーツの楽しさを発信しています。

そして、スポーツに無関心な層も含めた国民全体のスポーツへの参画を促すため、「スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）」を実施し、地方公共団体が行う域内の体制整備及び多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながる取組等を支援しています。

その他、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けています。

これらの取組等を通じ、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現に向けて、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life（スポーツ・イン・ライフ）」（生活の中にスポーツを）という姿を目指しています。

（2）スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。

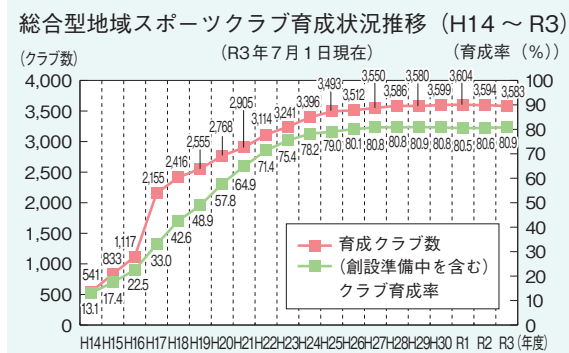
生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、令和3年度現在で、3,583クラブとなっており、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は、80.9%に達するなど、全国の各地域でスポーツを実施するための環境整備が進んでいます（図表2-8-5）。

他方で、自己財源率が50%以下となっているクラブや運営の改善を図るためのPDCAサイクルが定着していないクラブも少なくない状況となっていることから、令和元年8月に「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」をスポーツ庁長官決定し、総合型クラブの質的充実を図ることとしており、令和4年4月からは、総合型クラブの質的向上を図るための、登録・認証制度の運用を開始するとともに、当該制度を通じた総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会（中間支援組織）の整備や、広報活動の推進などに取り組むこととしています。

また、地域におけるスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしています。

図表 2-8-5 総合型地域スポーツクラブの設置状況



「Sport in Lifeプロジェクト」について

一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現のため、令和元年度に「Sport in Lifeプロジェクト」をスタートしました。また、令和2年2月には、趣旨に賛同いただいた団体・企業等で構成するコンソーシアムを立ち上げ（令和3年度末の加盟数1,677団体）、ロゴマークや広報ツールの提供を通じてスポーツに親しむ機運と一体感の醸成を図るとともに、コンソーシアム加盟団体等によるスポーツ実施率の向上に関する実証事業等を実施しています。加えて、スポーツ人口拡大に資する優れた取組を募集し、表彰する「Sport in Lifeアワード」を創設し、第一回目となる令和3年度は12件の受賞を決定しました。本アワードで受賞された取組を広く社会へ発信することで、より多くの国民がスポーツに参加できる機会の創出を行っています。

今後も加盟団体間の事業連携促進やSport in Lifeムーブメント創出に向けた取り組みなどを通じて、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現のため、関係団体・企業等の皆さまとともにオールジャパンで取り組んでいきます。



第3節

子供のスポーツ機会の充実

1 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、健康・体力の保持・増進が重要です。

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」*2によると、令和3年度は令和元年度に比べ小・中学生の男女ともに低下しました（図表2-8-6）。低下の主な要因としては、令和元年度から指摘された①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム*3の増加、③肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、更に拍車がかかったと考えられます。

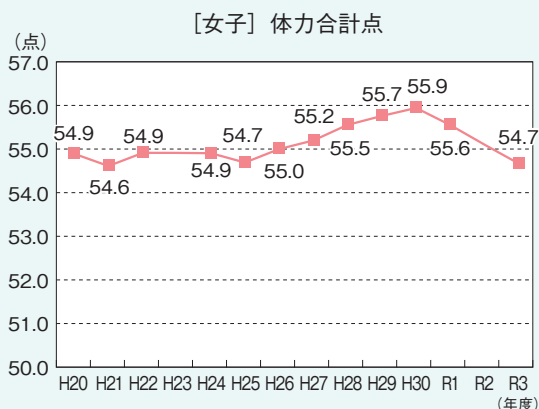
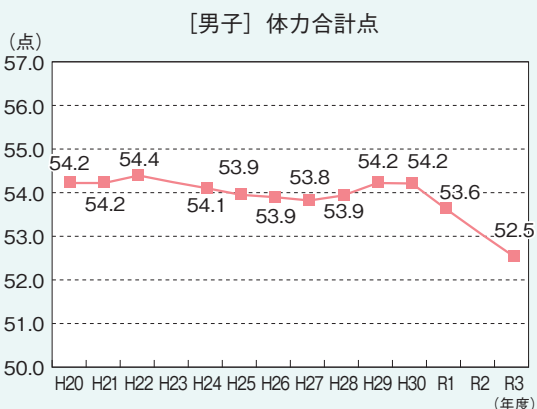
また、児童生徒の1週間の総運動時間（体育の授業を除く。）が420分以上の割合は減少しており、特に男子の方が顕著に減少しています。コロナの感染拡大防止に伴い、学校の活動が制限されたことで、体力向上の取組が減少したことも考えられます（図表2-8-7）。

*2 「令和2年度体力・運動能力調査報告書」はコロナの影響により参考値のため「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣調査」を参考

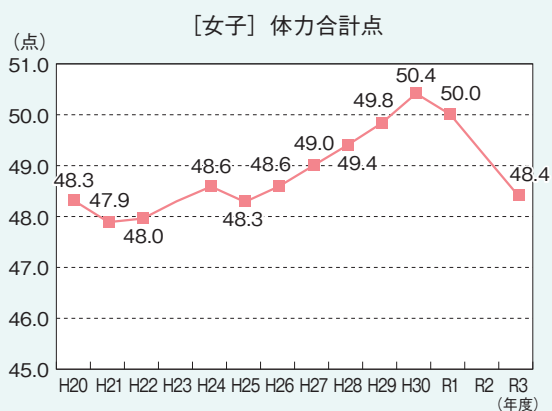
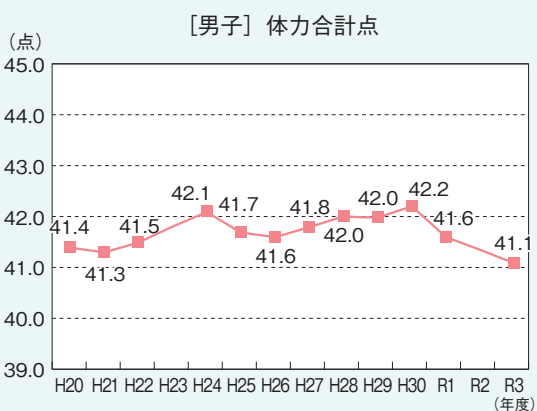
*3 平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間

図表 2-8-6 新体力テスト合計点の年次推移

(小学生)

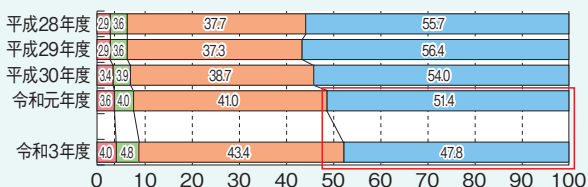


(中学生)

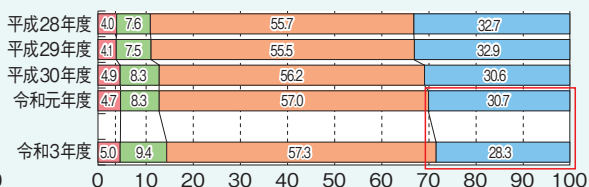


図表 2-8-7 児童生徒の運動時間（体育の授業を除く。）

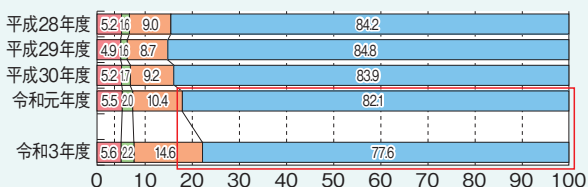
(小学生) 男子



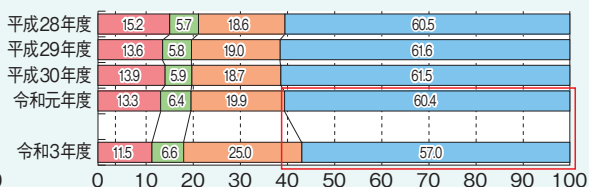
(小学生) 女子



(中学生) 男子



(中学生) 女子



0分 1分～60分未満（平成20～24年度は60分未満）
 60分～420分未満 420分以上

2 学校における体育の充実

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

学習指導要領に基づく学校体育の取組の中、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高

まったこと、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、1週間の総運動時間に関し、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、更には社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年に改訂した小学校及び中学校学習指導要領、30年に改訂した高等学校学習指導要領では、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ(図表2-8-8)、さらに、体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。保健については、健康に関心をもち、自他の健康の保持増進や回復を目指して、疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、知識の指導に偏ることなく、三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習過程を工夫し、充実を図ることとしています。

これらの学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では3年度から全面実施され、高等学校では4年度から年次進行で実施されています。スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、小学校において運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導法や授業計画モデル、個々のつまづきを解消するための具体的な指導方法をまとめた指導資料を作成しました。また、中学校で必修とされている「武道」において、平成27年度から、外部指導者の活用及び体育を担当する教員の資質向上や指導力の強化、複数の武道種目の指導など多様な武道指導の実践研究を行うことにより、体育における武道を含めた領域の指導の充実を図る取組を実施しています。

図表2-8-8 体育・保健体育 指導内容の体系化

体育科・保健体育科の学習指導要領																							
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成 ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化 ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施 																							
各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期															
小学校				中学校				高等学校															
1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		1年生		2年生		3年生		入学年次		次の年次		それ以降	
体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
器械・器具を使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上運動		陸上競技		陸上運動		陸上競技		陸上運動		陸上競技		陸上運動		陸上競技	
水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳		水泳		水泳		水泳		水泳		水泳		水泳	
表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス	
ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技		球技		球技		球技		球技		球技		球技	
						武道		武道		武道		武道		武道		武道		武道		武道		武道	
								体育理論				体育理論											
保健領域等				保健				保健				保健											
年間授業時数等		102時間		105時間		105時間		105時間		90時間		90時間		105時間		105時間		105時間		105時間		体育3年間で7～8単位 保健1単位 保健1単位	
		[必修]		[選択]																			

(2) 体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

学校における体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要があります。

スポーツ庁は、体育活動中の事故防止に向けて、「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和4年2月24日付け事務連絡）等において、授業等で使用する用具の安全確保や体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止等について取組の徹底を求めています。また、事故防止のための科学的な知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するため、「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」を通じて平成26年度から全国各地でセミナーを実施しています。

また、平成29年3月27日に栃木県那須町で発生した雪崩事故を踏まえ、高校生等以下については原則として冬山登山は行わないよう「冬山登山の事故防止について」（令和3年11月29日付けスポーツ庁次長通知）を各都道府県教育委員会等に対し発出し、改めて指導の徹底を行いました。

3 運動部活動改革

(1) 運動部活動改革の着実な推進

運動部活動は教科活動とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場である一方で、勝利至上主義による過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げていることや部活動の指導時間が教師の長時間勤務に繋がっているといった課題があります。

このためスポーツ庁では、平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、②短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めるとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。

(2) 運動部活動の地域移行に向けた取組

令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表し、①休日の部活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動への移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすることや、②他校との合同部活動の推進や大会の在り方を整理するなど、合理的で効率的な部活動を推進する方針を示しました。

また、この部活動の地域移行を円滑に進めるため、令和3年度から、地域指導者やスポーツ活動を運営する団体の確保、費用負担の在り方の整理等の課題に取り組むための実践研究を全国各地域で実施しています。この実践研究では、総合型地域スポーツクラブを含む多様な実施主体、都市部や地方部、外部人材の活用、休日の実践など様々なモデルが創出されており、こうした多様性に富む実践研究の成果を事例集として取りまとめ、成果を全国に普及しています。

さらに、部活動の地域移行の着実な実施と、地域におけるスポーツ環境を整備し、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目的として、運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討するため、令和3年10月に有識者やスポーツ関係者による「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を開催しました。その後、8回にわたる議論を経て、取りまとめられた提言が4年6月にスポーツ庁長官に手交されました。本提言を踏まえ、運動部活動の地域移行を着実に進められるよう、必要な施策を講じていきます。

スポーツ庁では、これらの取組を着実に進め、生徒にとっても教師にとっても望ましい部活動を実現するための改革を推進していきます。

第4節

スポーツに関わる多様な人材の育成とスポーツを通じた女性の活躍促進

1 スポーツに関わる多様な人材の育成

(1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツ指導の場において、資格を保有しない指導者による不適切指導等が依然として存在していることを踏まえ、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）が実施する公認障がい者スポーツ指導者制度等の理念の理解増進に向けた取組や、年齢、性別、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した資質・能力の高い指導者養成の取組を支援していきます。

(2) アスリートのキャリア形成支援

競技力向上に励む一方で、現役引退後のキャリアパスに不安を抱えているアスリートも多くいます。アスリートが競技を通じて培ってきた技術や経験、優れた資質や能力を現役引退後も社会で発揮できるよう、スポーツ庁では、アスリートのキャリア形成に関する課題解決に向けてスポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムを運営しています。さらに、アスリートのキャリア形成支援を実践するアスリートキャリアコーディネーターの育成に取り組んでいます。

2 スポーツを通じた女性の活躍推進

(1) 女性スポーツの現状

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツにおける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の活躍促進を重要な課題としており、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においても、スポーツ分野における女性の活躍促進が位置づけられています。

文部科学省においても、「第3期スポーツ基本計画」において、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

(2) 女性のスポーツに関する国際的な取組

国際的にも女性のスポーツに関する議論は活発に行われています。国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport）は1994（平成6）年から4年に1度「世界女性スポーツ会議」を開催しており、2014（平成26）年の同会議で採択された女性のスポーツ発展のための10の原則を示す「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に、2017（平成29）年4月、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック

委員会（JOC）、JPSA・公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本体育協会（現JSPO）、JSCが同時に署名をしています。

また、2017年に初めて開催された「第1回日ASEANスポーツ大臣会合」では、優先協力分野の一つとして女性スポーツにかかる協力の推進が位置づけられ、2019年には具体的な協力事業の実施に向けて「日ASEAN女性スポーツ会合」を立ち上げました。これら取組の一環として、東京2020大会期間中にはスポーツを通じたジェンダー平等の推進を目的とした4日間の研修プログラム「ASEAN-Japan Workshop on Promoting Gender Equality in Sports」を開催するなど、日ASEAN間の女性スポーツ分野にかかる協力を積極的に進めています。

（3）女性のスポーツ参画促進に向けた取組

女性のスポーツ実施率の向上については、運動不足による女性特有の健康リスクに関する情報や、手軽にできるスポーツプログラム等をウェブサイトに掲載し、動画サイトでは「オリジナルダンス」や「ながら運動」を配信する等、スポーツの楽しさを発信しています。（前掲）。

国内のスポーツ団体の女性役員比率の向上については、スポーツ団体の女性役員及び女性役員候補者を対象に「スポーツ団体女性役員カンファレンス」等の研修会を実施したほか、女性役員に必要なスキルを修得するためのe-learningシステムの開発などに取り組んできました。現在は、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性アスリートの国際競技力向上については、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等を活用した支援プログラムを通じて、国際大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続できる環境の整備を進めています。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチの育成プログラム等も実施しています。

第5節 障害者スポーツの振興

1 障害者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進するという理念が掲げられています。近年、障害者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。

令和3年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%（成人全般の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%）にとどまっており、障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

そこで、スポーツ庁は平成30年度から、地域における障害者スポーツの振興体制の強化等を実施し、さらに、令和元年度からは、様々な障害者スポーツを試したい者に対して、スポーツ車椅子、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点（障害者スポーツの普及拠点）を整備することを目指し、関連の取組を順次実施しています。

また、東京2020大会を契機とした、「Special プロジェクト2020」を実施し、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組を行いました。

さらに、東京2020大会の開催をきっかけに、ボッチャやシッティングバレーボールなど、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ例が増えてきています。これらの取組に見られるように、東京2020大会の開催によって、我が国の共生社会の実現に向けた取組が一層加速していくことが期待されます。

2 全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

平成20年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある人々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

令和2年度の第20回鹿児島大会は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて5年度に延期となりました。なお、3年度の第21回三重大会は中止となりました。4年度の第22回栃木大会は10月に開催予定であり、栃木大会よりボッチャが新競技として追加されます。

3 主な国際障害者スポーツ大会

(1) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1960（昭和35）年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と同様、4年に一度開催されています。2021（令和3）年8、9月には、東京2020大会（第16回大会）が開催され、日本からは254名の選手が参加しました*4。

冬季大会は、1976（昭和51）年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2022（令和4）年3月には中国の北京において第13回大会が開催され、日本からは29名の選手が参加しました。

(2) デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924（大正13）年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2017（平成29）年7月には、トルコのサムスンにおいて第23回夏季大会が開催されました。108名の日本代表選手が大会に参加し、過去最多となる27個（金6個、銀9個、銅12個）のメダルを獲得しています。また、2022（令和4）年5月にはブラジル・カシアスドスルで第24回大会が開催されました。冬季大会は1949（昭和24）年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催されました。2019（令和元）年12月にはイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で第19回冬季大会が開催され、15名の日本代表選手が参加し、6名が入賞しました。

*4 東京2020大会の詳細については参照：第1部特集1

(3) スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。スペシャルオリンピックスは、順位は決定されるものの、最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰されるという特徴がある大会です。夏季大会は、1968（昭和43）年、冬季大会は1977（昭和52）年をそれぞれ第1回として開催されており、2019（平成31）年3月にはアラブ首長国連邦のアブダビで第15回夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が共にチームを組んでスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されています。

第6節 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このため、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が31年3月1日に設立されました。

スポーツ庁は、大学スポーツ協会の設立理念^{*5}に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学内のスポーツ活動の企画立案、コーディネート、資金調達等を担う専門人材である大学スポーツアドミニストレーターの配置やスポーツ分野を一体的に統括する部局の設置を進めています。UNIVASでは、大学スポーツを「体験する」、「応援する」、「支援する」という三つの活動指針のもと、学業充実・デュアルキャリア形成、安全安心なスポーツ環境整備、大学スポーツ認知拡大、大学スポーツによる地域振興等を推進するための事業を行っています。

第7節 スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ちます。スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化する原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自律的に拡大させていくことが重要です。

このため、国は具体的な数値目標として2025年までにスポーツ市場規模を15兆円とする目標を掲げ、スタジアム・アリーナ改革、スポーツ団体の経営力強化など、様々な施策を推進しています。

^{*5} 大学スポーツの振興により、「卓越性を有する人材」を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する。

1 スタジアム・アリーナ改革の推進

「みるスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるには民間活力の活用が必要であることから、これまでスポーツ庁では、国内外の先進事例などをまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の公表や、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、専門家派遣等を通じて先進事例の形成等に取り組んできました。令和2年度から、スタジアム・アリーナ改革の選定要綱に基づきモデル施設の公募を開始し、令和3年度は新しく京都府立京都スタジアムや愛知県新体育館を選定するなど、これまでに合計11拠点を選定しています。選定したスタジアム・アリーナは、商業施設や保育園を併設する等の複合化や、5G技術などの先端技術の実装等による多機能化といった工夫がなされています。今後も各地域で進む先進的な取組を支援すること等により、スタジアム・アリーナ改革を推進していきます。

2 スポーツ団体の経営力強化

スポーツ団体が、ガバナンスの確保やスポーツを通じた社会課題の解決といった社会的な要請にこたえていくためには、収益力の向上など安定的な経営基盤の確立が必要です。特に国内スポーツを統括する団体である中央競技団体（NF）は、スポーツ団体の中でもスポーツ市場規模の拡大に直接的な効果をもたらす可能性を持っており、そのNFが収益力向上に不可欠な競技の普及やマーケティングの重要性に対する認識を高めていくことは重要です。このため、NFの組織基盤を確立・強化するための取組を支援することで、組織の持続的な成長・拡大に向けた競技団体の自発的な改革を促進していきます。

3 スポーツの場におけるオープンイノベーションやDXの推進

スポーツ界が有する多様なリソースと他の産業や学術機関等有するリソースとの融合による新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進しています。令和3年度は、中央競技団体の抱える課題を解決するとともに、新たなビジネスの創出を目指すアクセラレーションプログラム、スポーツを活用して地域や社会の課題解決に資する先進的な取組を表彰するコンテストや、カンファレンスの開催を行いました。また、地域でも同様のイノベーションを起こすべく、地域版SOIPを新たに開始し、初年度は北海道・関西・中国・沖縄の4地域を対象として、各地域のスポーツ団体と企業等との共創による新たなビジネスモデルの創出を支援しました。また、我が国におけるスポーツ関連データを活用したビジネスの現状を踏まえ、有識者も交えた研究会を立ち上げ、データ活用における権利の在り方等について検討を行ってきました。今後も、関係団体等との連携強化を図るとともに、地域におけるイノベーションの加速、DXの推進に必要な支援を実施していきます。

第8節

スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

これまで、スポーツ庁は、学校施設環境改善交付金等による地域スポーツ施設（社会体育施設）・学校体育諸施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等に取り組んできました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制度やPFIによる民間活力の導入、地域住民がスポーツに親しみ交流する場としての学校施設の開放等によりスポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められてきました。

一方、令和2年4月に公表した「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体育・スポーツ施設数は、学校体育施設については継続して減少し、地域住民のスポーツ環境となる社会体育施設についてはほぼ横ばいとなっています。今後、施設の老朽化、財政のひっ迫、人口減少などに対応しつつ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を提供することが課題となっています。

平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和2年3月に策定しました。さらに、令和元年度、2年度には個別施設計画策定を通じた施設の集約・複合化や学校体育施設の有効活用等の先進事例を、3年度にはこれらに加え、PPP/PFIを活用したスポーツ施設整備の優良事例を紹介し、全国に展開するため、地方公共団体向けのセミナーを開催しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

2 スポーツツーリズム振興に向けた取組

(1) 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及びモデル的な活動に対する支援を行っています。具体的な活動としては、スポーツへの参加や観戦を目的とした地域への訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等があり、令和3年度は、コロナ禍における活動再開のための支援を含め、計19件の取組を支援しました。

スポーツ庁では、地域スポーツコミッションの設置数を3年度までに170とすることを目標に掲げており、現在177の設立が確認できています。

(2) 地域スポーツ資源の磨き上げについて

スポーツ庁は、平成30年3月に取りまとめたスポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進しています。令和3年度は、スノースポーツ、サイクリング、武道、アーバンスポーツ、アウトドア、デジタル技術の活用、スポーツワーケーション及びその他を活用したコンテンツ造成を図る12件の取組を支援するとともに、欧米中をターゲットとし、造成したコンテンツと連携したデジタルプロモーションを実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し、計10の取組を表彰しました。

第9節

スポーツを通じた国際交流・協力

1 「スポーツ国際戦略」の策定と展開

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。平成30年9月には、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するための「スポーツ国際戦略」を策定しました。

その一環として、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。令和3年度には、3人のIOC委員のほか、6つのIF等で会長、副会長を務めており、IF等の日本人役員は第2期スポーツ基本計画の目標を超える37人となりました。引き続きIF等の日本人役員の増加・再選に向けた取組について支援していきます。

さらに、スポーツ産業分野では、スポーツ庁、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）及びJSCの4者で、平成30年7月に基本合意書を締結し、連携を強化しています。また、令和3年度には、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を立ち上げました。我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展開の促進のため、更なる取組を進めていきます。

2 国際交流・協力に向けた取組

各国とのスポーツにおける連携を強化するために、政策対話の枠組みづくりや参画を積極的に行っています。2017（平成29）年7月にはユネスコの「体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）」に参加し、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づく、実行指向型の成果文書「カザン行動計画」の策定に貢献しました。

2021（令和3）年10月には、「第3回日ASEAN大臣会合」をオンラインにて開催し、2017（平成29）年開催の第1回会合で合意された優先協力4分野（女性スポーツ実施率の向上、体育教師・指導者の育成、障害者スポーツの発展、ドーピング防止）に加えてスポーツ産業やスポーツ科学を含むスポーツマネジメント分野についても協力事業を検討していくことで合意しました。

2020（令和2）年12月には、「第3回日中韓スポーツ大臣会合」をオンラインにて開催し、第1回会合「平昌宣言」及び第2回会合「東京行動計画」に基づき3か国間のスポーツ交流やコロナ禍におけるスポーツ協力の促進、オリンピック・パラリンピック競技大会にかかる協力強化を3か国で促進していくことについて議論を行い、「北京共同声明」に署名しまし

た。

また、各国とのスポーツ交流も推進しています。具体的には、JSPOが行うアジア地区とのスポーツ交流事業やJOCが行う国際競技力向上のためのスポーツ交流事業等に対して支援を行っています。加えて、各国とスポーツ分野における二国間覚書を締結しています。

3 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えるなど、国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与します。スポーツ庁は、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が延期となった第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会及びワールドマスターズゲームズ2021関西に対しては、延期に伴い追加で必要となった経費の支援を行うなど開催に向けた支援を行いました。

このほか、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）においては大会組織委員会が行う開催準備の支援や広報活動の協力を行っています。スポーツ庁は、世界規模の総合競技大会だけでなく、単一競技大会やアジア地区の競技大会なども含めて、様々な国際競技大会の招致・開催に向けた協力と支援を行っています。